

川西市本庁舎旧食堂スペース等活用事業業務委託
指名型プロポーザル

審 査 講 評

令和3年12月21日

川西市本庁舎旧食堂スペース等活用事業業務委託に
関するプロポーザル審査委員会

川西市本庁舎旧食堂スペース等活用事業業務委託に関するプロポーザル審査委員会は、川西市本庁舎旧食堂スペース等活用事業業務委託に関して、あらかじめ策定された審査基準に基づき、提案内容等の審査を行いましたので、審査結果及び審査講評を次のとおり報告します。

令和3年12月21日

川西市本庁舎旧食堂スペース等活用事業業務委託に関するプロポーザル審査委員会
委員長 原 啓介

1 本プロポーザルの実施概要と選定方法

(1) 実施概要

業務名称

川西市本庁舎旧食堂スペース等活用事業業務委託

実施目的

コロナ禍における感染症対策として、会議や研修等の分散化・WEB化など新しい働き方が注目される中、本庁舎会議室は必要数を確保できておらず、平時からタイムリーな予約が困難な状況にあり、業務に支障をきたしている。そこで、令和3年3月末をもって閉鎖した本庁舎地下1階旧食堂スペースの一部を「会議室」に転用するとともに、在宅学習など新型コロナウイルス感染症拡大を機に広がりを見せる新しい生活様式に対応できるよう自習スペース等の「共用スペース」の整備に加え、コロナ禍における障がい者団体・市内飲食業者の販路促進を目的とした「物販スペース」等を整備し、市民・事業者・職員にとって快適な共有空間を創出すべく民間事業者から広くアイデアを募るとともに、内装デザイン及び什器の調達等に関しても提案を求めた上で活用内容を決定し、優先交渉権者と随意契約の交渉を行おうとするもの。

契約期間

契約締結日から令和4年3月31日(木)まで(予定)

予算額

上限15,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

選定スケジュール

項目	日程
業者宛に提案依頼書発送(市への質問受付開始)	令和3年11月11日(木)
現地説明会の開催	令和3年11月15日(月)～11月30日(火)
市への質問受付(随時個別に回答)	令和3年11月26日(金)17時00分まで
参加・参加辞退表明書受付	令和3年11月30日(火)17時00分まで
全質問の回答集約分を送付 (社名を伏せて、参加表明者全員へメール送信)	令和3年12月3日(金)
企画提案書等提出	令和3年12月15日(水)17時00分まで
企画提案プレゼンテーションの実施	令和3年12月21日(火)
選考結果通知発送及び契約締結	年内

(2) 選定方法

事業者の選定は市が「川西市本庁舎旧食堂スペース等活用事業業務委託に関するプロポーザル審査委員会」を設置し、同委員会が受託候補者を選定。

(参考) 審査委員会構成員

役職	氏名	所属
委員長	原 啓介	総務部資産マネジメント課長
副委員長	中野 貴治	都市政策部公共施設マネジメント課長(設備担当)
委員	大島 弘章	市民環境部産業振興課長(緊急経済対策担当)
委員	斎藤 絹子	福祉部障害福祉課長
委員	田村 浩伸	福祉部介護保険課主査(ワーキングチーム リーダー)
委員	内山 聡	総務部情報政策課主任(ワーキングチーム)
委員	徳平 青良	都市政策部公共施設マネジメント課技術員(ワーキングチーム)

(参考) 審査委員会開催経過

開催日	内容	備考
令和3年12月17日	審査基準の説明等	提案書等関係書類一式を配付
令和3年12月21日	提案書の審査及びヒアリング	審査委員7名全員出席

2 審査結果

期日までに参加表明のあった事業者と審査結果は次のとおりである。

(1) 参加表明者

事業者名(五十音順)
あさの文具(グループでの参加)
株式会社カンバラ(グループでの参加)

(2) 見積額の審査

令和3年12月15日を期限とした企画提案書・見積書等の提出書類において、株式会社カンバラの見積額が予算額上限を超過し、加えて期限までに企画提案書の提出がなかったことから、実施要領10「失格条項等」の規定に基づき同者を失格とし、参加基準を満たす者が「あさの文具」のみである旨、事務局から報告がなされた。

事業者名	見積額(税込)
あさの文具	14,916,550円

(3) 提出書類の審査

審査基準

参加事業者が1者のみであったため、実施要領11(12)に基づきプレゼンテーションにおいてヒアリングを行うとともに、あらかじめ策定された審査基準により企画提案書等の内容を審査し、各委員の点数を平均して得点を算出。

なお、参加事業者が1者の場合の合格水準として、下表の審査項目(a)～(f)の平均得点が42点(得点42点/合計70点=6割)以上であれば、本審査委員会が定める要求水準を満たすこととした。

評価項目		評価点	
1 業務遂行能力	参加者の業務実績(a)	5	
	業務実施体制及び配置予定技術者の業務実績(b)	5	
2 提案内容	活用スペース全体におけるデザインコンセプト(c)	15	
	各活用スペースにおける具体的提案	職員利用の視点(d)	15
		市民・事業者利用の視点(e)	15
		障がい者団体・市内飲食業者に対する配慮の視点(f)	15
		その他独自提案やアピール点等(g)	10
3 見積金額	加算点 = $30 \times (1 - \text{見積金額} / \text{本業務の予算額})$ (h) 有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位を四捨五入する。		

審査結果

審査した結果、審査項目(a)～(f)における各委員の平均得点が49.1点であり、本審査委員会が定める要求水準(=42点)を満たすことから、「あさの文具」を受託候補者として選定した。

事業者名	¹ 業務遂行能力	² 提案内容	³ 見積額	得点
あさの文具	8.0点	44.6点	0.2点	52.8点

3 審査結果の講評

(1) 総評

本業務は、令和3年3月末をもって閉鎖した本庁舎地下1階旧食堂スペースの一部を市民・事業者・職員にとって快適な共有空間として活用すべく、民間事業者から広くアイデアを募るとともに、内装デザイン及び什器の調達等に関しても提案を求めた上で活用内容を決定するため、プロポーザル方式により事業者を募集した。

また、本業務は単に什器の調達にとどまらず、内装デザイン・什器配置計画の作成やそれに伴う工事の施工など、単体企業では請け負うことのできない専門的で複数の異なる業

務を一括して発注することとなる。したがって、過去3年間において本市と複数回にわたり事務什器の物件供給契約を締結・履行した実績を有するなど、一定の条件を満たす市内事務什器販売店を代表者に据え、それに複数の構成員が協力して請け負う形態を想定することから指名型プロポーザル方式を採用した。

なお、本来は複数の参加者から受託候補者を選定することが望ましく、審査委員会では本プロポーザルの実施過程において競争性が確保できたかどうかを協議した。その意味において、指名した5者のうち3者がいずれもグループで現地説明会へ参画しており、最終的に辞退・失格となった2者についても複数回にわたり現地見学へ訪れ、企画提案書の提出期限の直近まで熱心に提案書・見積書等の作成に着手されていた。

したがって、結果として参加事業者が1者のみであったが、実施過程において一定の競争性が担保されており、実施要領11(12)及び上記2(3)に基づき、本プロポーザルは成立するものと判断した。

(2) 選評

参加事業者「あさの文具」が高評価を得た審査項目ごとの内容は以下のとおりである。

活用スペース全体におけるデザインコンセプト

「ハグ」（育む、ハグする～市民・職員を大切に～）というキャッチフレーズとそのロゴデザインが「親近感」と「寄り添い」を想像させる提案であり、多くの委員の共感を得たこと。

各活用スペースにおける具体的提案（職員利用の視点）

落ち着いたデザインで集中力を促すWEB会議室の提案に加え、本庁舎の会議室不足を補う「口の字形式」や臨時給付金等の申請事務にも対応可能な幅広いレイアウトを想定した什器配置の提案であること。

各活用スペースにおける具体的提案（市民・事業者利用の視点）

キッズチェアの設置など様々な利用者を想定した提案であることに加え、記者会見や物販など様々な用途に変更できるフレキシブルな機能を備えた什器の配置を提案するとともに、間仕切りに扉を取り付け、レイアウト変更に伴う什器の収納スペースまでの動線を確認した提案であること。

(3) 付帯意見

一方、各活用スペースにおける具体的提案のうち「障がい者の視点」においては、一部の委員から「利活用する既存機の形状（四つ角・安定性）に関して改善を要する」との指摘があったため、契約手続きの過程において市と受託候補者が十分に協議し、できる限り課題の解消に努めるよう要請する。